

富岡町お試し住宅利用規約

富岡町お試し住宅（以下：当施設）は、一般社団法人とみおかプラス（以下：事務局）が管理運営する移住体験施設です。

当施設ではすべての利用者に、安全且つ快適にご利用いただくため、利用規約を定めておりますのでご協力ください。

なお、この規約を遵守いただけない場合は、当施設のご利用をお断りさせて頂く場合がありますのでご留意くださいますようお願い致します。

1. 火災予防上の遵守事項

- (1) 備えつけの設備以外の暖房用、炊事用等の火気類は持ち込まないでください。
- (2) 当施設は全室禁煙となりますので、建物内での喫煙はご遠慮ください。
- (3) 消防用設備等には、非常の場合以外は手を触れないでください。
- (4) 避難経路図はリビングにある注意事項を記載したファイルに入っていますので、利用開始の時に必ずご確認ください。

2. 保安上の遵守事項

- (1) 当施設を留守にする際は、ドア及び窓を確実に施錠してください。
- (2) 在居中（特に就寝時）は、ドア及び窓を確実に施錠してください。来訪客があった時は不用意に開扉せずに、インターホン等を利用し確認ください。万一、不審者と思われる時は、ただちに警察や事務局にご連絡ください。
- (3) 利用申請者以外の利用は、堅くお断りします。

3. 貴重品等の取り扱いについて

- (1) 現金その他貴重品は、各自で管理してください。当施設内での貴重品等の紛失に関して、事務局では一切の責任を負いません。
- (2) 遺失物は、法令に基づいて処理します。

4. 禁止行為について

- (1) 近隣住民および他の宿泊者の迷惑になるようなものを持ち込まないでください。
 - ① 犬、猫、小鳥その他の動物ペット類全般。（但し、盲導犬、聴導犬、介護犬等はこの限りではありません。）
 - ② 悪臭、異臭を発生する物。
 - ③ 発火または引火しやすい火薬や揮発油等危険性のあるもの。
 - ④ その他法令で所持を禁じられている物を持ち込まないでください。当施設内で賭博、または風紀を乱すような行為はしないでください。

- (2) 敷地内での BBQ やたき火等の火気の使用は行わないでください。
- (3) 当施設内で近隣住民にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または、喧騒な行為は行わないでください。
- (4) 当施設内の諸設備、諸物品を許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更することはしないでください。
- (5) 敷地内および周辺において、事務局の許可なしに広告宣伝物の配布や、看板等の掲示、または、物品の販売勧誘等を行わないでください。
- (6) 宗教の勧誘、違法販売セミナー、その他法律に反する目的で使用しないでください。
- (7) 事務局に許可なく当施設及び敷地内の撮影を行うこと及び当施設内外の画像や動画を無断で使用することは行わないでください。
- (8) 施設内及び敷地内に新たに錠やカメラその他機器の設置や、無断で錠を交換することは行わないでください。
- (9) 事務局が定める駐車場以外の敷地内及び周辺の建物や路上等にバイクや自転車、自動車を駐車することは行わないでください。
- (10) 申し込みの際の利用目的と異なる目的での施設の利用は行わないでください。
- (11) 事務局に許可なく当施設以外のスペースに立ち入ることを禁止します。
- (12) 前項の「禁止行為」について、事務局より注意を受けて直ちにその行為を止めなかった場合や、その他問題のある行為や使用、またはその疑いがあると事務局が判断した場合には当施設の利用をお断りします。

5. 反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること

- (1) 次に掲げる組織、個人については、当施設の利用をお断りします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者
 - ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
 - ③ 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者
 - ④ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
 - ⑤ 心神耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難な場合や、他の利用者や近隣住民に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
 - ⑥ 他人に伝染する恐れのある疾病を有する者
 - ⑦ 未成年者のみでの利用
- (2) 前項に該当する、または該当する疑いがあると事務局が判断した場合は、その時点以降、一切のご利用をお断りします。

6. 損害賠償について

- (1) 次に掲げる場合、利用者はその損害を賠償するものとします。
 - ① 利用者(当日利用する他の利用者も含みます)の故意または過失により、建造物、設備、什器、備品等を毀損・汚損或いは紛失した場合
 - ② 利用者が利用規約の記載事項に反したことにより事務局が損害を被った場合
- (2) 天災や事故及び当施設に伴う人身事故、並びに紛失、盗難等のあらゆる事件・事故等の事務局の責に帰さない事由により、やむを得ず当施設利用が停止もしくは遅延となった場合でも、事務局は利用者が生じた損害を賠償する責は負いません。

7. その他

- (1) 当施設を利用できるのは、富岡町への移住を検討している方に限ります。
- (2) 利用期間中、利用責任者の方は事務局と常時連絡が取れる状態をお願い致します。
- (3) 当施設の利用にあたっては環境美化に努めてください。
- (4) 備品等を破損させた場合は、修繕等に伴う実費相当額を請求させていただきます。
- (5) 当施設での宿泊に伴う事故・けがに関して、事務局では一切の責任を負いません。
- (6) 利用責任者は事務局と連携を図り、火災や事故の防止に努めてください。
- (7) 設備機器に故障または不具合が生じた場合、まず事務局にご連絡願います。
- (8) 緊急連絡以外に、事務局から利用者には電話等はつながりません。
- (9) 利用時間中でもやむを得ず、事務局スタッフが当施設に入ることがあります。
- (10) 町内には、町民以外にも復興事業に従事する作業員をはじめとする全国から多くの方が来ています。そうした方々との交流を大切に、トラブル等にならないよう注意してください。
- (11) その他利用規約に記載されていない事項については、関係法令に準じて対応します。
- (12) 事務局は、本規約を予告なく任意に変更することができます。